

福島県環境審議会全体会（令和3年7月28日書面開催）における「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ排水基準の見直し」に対する意見と対応

No.	委員名	承認の認否	意見等	意見等への対応
1	安齋委員	承認する		
2	石庭委員	承認する		
3	伊藤委員	承認する		
4	大河原委員	承認する		
5	大迫委員	承認する		
6	大宅委員	承認する		
7	小野委員	承認する	環境問題への県民の関心の高まりを考慮し、基準見直しと条例改正においては、県民への分かりやすい説明を十分に行うことを求めます。	基準改正にあたっては事業者には周知するとともに適切に指導をして参ります。
8	河津委員	承認する		
9	今野委員	承認する		
10	崎田委員	承認する		
11	清水委員	承認する		
12	高野委員	承認する		
13	高橋委員	承認する		
14	武石委員	承認する	一般排水基準の強化に伴う排水基準および上乗せ基準の見直しについては賛同いたします。 ただし、亜鉛含有量に関する新たな暫定排水基準の電気めっき業に対する適用についても、期限（R6年12月10日）を待たずに一般排水基準が達成できる様に、事業者の改善を促す指導および支援に努められることを希望致します。	基準改正にあわせ、一般排水基準についても県内の事業者には周知および指導をして参ります。
15	武田委員	承認する		
16	丹野委員	承認する		
17	中野委員	承認する		
18	新妻委員	承認する		
19	二瓶委員	承認する		
20	西村委員	承認する		
21	沼田委員	承認する		
22	橋口委員	承認する		
23	門馬委員	承認する		
24	油井委員	承認する		
25	渡邊委員	承認する	カドミウム及びその化合物については、一般排水基準がこれまでの暫定排水基準より厳しい基準になっており、かつ県内ではこの基準を達成していることからこれまでの上乗せ基準の削除に賛成いたします。 また、亜鉛含有についても電気メッキ業について暫定排水基準を厳しくすることに賛成します。可能な限り早期に一般排水基準で管理できるようご指導ください。	基準改正にあわせ、一般排水基準についても県内の事業者には周知および指導をして参ります。